

# 第575回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年5月29日（金）

午前10時30分から

場所 茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎

第3会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 漁業許可の制限措置及び申請すべき期間について【諮問】

(2) しらうおさし網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間について【諮問】

(3) 落とし網漁業について【報告】

(4) トロール漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】

(5) 常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験について【報告】

(6) 全漁調連通常総会の結果について【報告】

(7) その他

7 閉 会

霞水諮問第 2 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

新たに許可の希望があった知事許可漁業の許可等を行うため、漁業法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するものである。

## 「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

### 第1 さし網漁業

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
雑魚さし網漁業(掛網漁業)
- (2) 許可等をすべき漁業者の数  
下表のとおり
- (3) 操業区域  
下表のとおり
- (4) 漁業時期  
1月1日から12月31日まで
- (5) 漁業を営む者の資格  
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	1人

#### 2 許可等を申請すべき期間

令和8年6月12日から令和8年7月13日まで

#### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第2 つけ漁業

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
笹浸漁業
- (2) 許可等をすべき漁業者の数  
下表のとおり
- (3) 操業区域  
下表のとおり
- (4) 漁業時期  
1月1日から12月31日まで
- (5) 漁業を営む者の資格  
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	1人

## 2 許可等を申請すべき期間

令和8年6月12日から令和8年7月13日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月24日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準

(趣旨)

第 1 条

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 5 項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項並びに同規則同条第 7 項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

(許可の基準)

第 2 条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

(2) 許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

(3) 1 年に 90 日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(4) 茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(5) 第 1 号から第 4 号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

【法令抜粋】

<漁業法>

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可(第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (省略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第四十二条(第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。)、(中略)第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業(以下「知事許可漁業」という。)の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(中略)第四十二条第一項中(中略)「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と(中略)読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則>

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) 機船船びき網漁業機船船びき網により行う漁業
- (3) さし網漁業さし網により行う漁業
- (4) 建網漁業建網により行う漁業
- (5) つけ漁業つけにより行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに前項第1号及び第

2号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

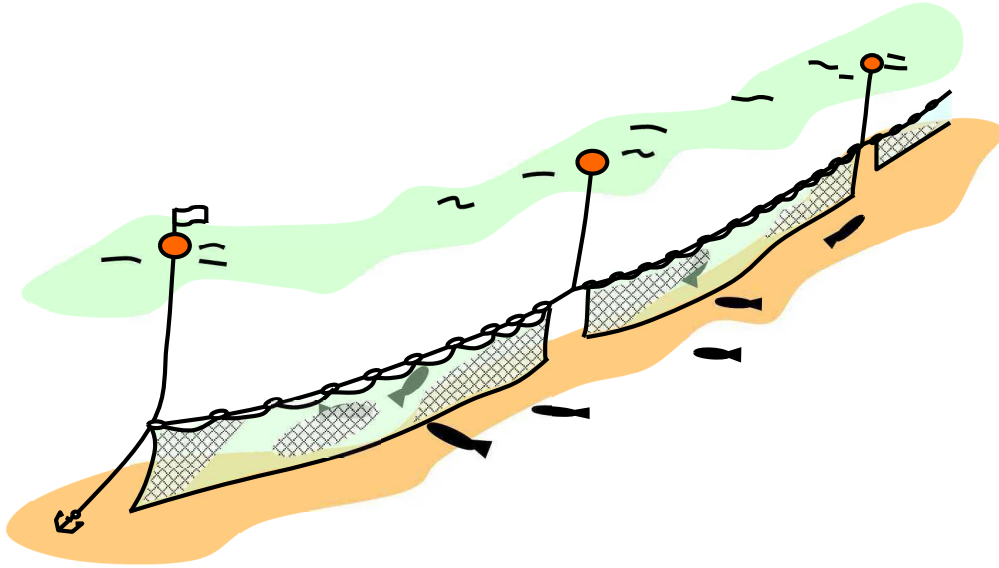
4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

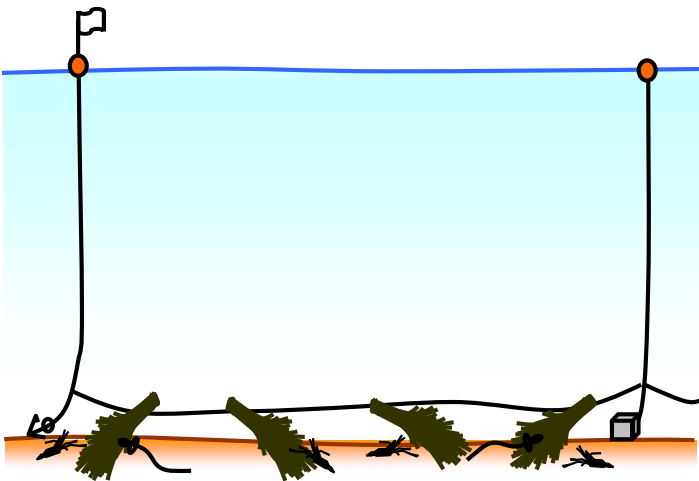
## さし網漁業のうち雑魚さし網漁業



通 称：雑さし、掛網  
 漁獲対象：コイ、フナ等の大型魚  
 操業期間：周年  
 操業区域：全域（禁止区域を除く）

魚の通り道に網を張っておき、泳いできた魚を網にからませて獲る漁法。

## つけ漁業のうち笹浸漁業



通 称：笹浸  
 漁獲対象：エビ、ウナギ等  
 操業期間：周年

ナラ、シイ等の長さ1.5mほどの細い木の枝を束にして水中に沈めておき、引き揚げと同時にさで網を束の下に差入れ、エビやウナギを振るい落とし漁獲する。エビやウナギが物陰に集まる習性を利用した漁法。



霞水諮問第 3 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、さし網漁業のうちしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

令和8年8月31日をもって許可の有効期間が満了するさし網漁業のうちしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）の許可を更新するため、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するものである。

(別紙)

## 許可の更新に伴う「さし網漁業のうちしらうおさし網漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

4 月 1 日から 5 月 15 日まで及び 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	54 人
北浦及び外浪逆浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	15 人

### 2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

# 令和7年度落とし網漁業操業実績について

## 1. 承認者数及び承認面数

承認期間	承認者数	承認面数
R6.9.1~R11.8.31	19人	94面

## 2. 実績報告書提出数

提出数	提出率	操業実績有	稼働率
19人	100%	15人	79%

## 3. 操業日数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	54	283	300	271	329	216	181	74	2	0	0	0	1,710
平均	2.8	14.9	15.8	14.3	17.3	11.4	9.5	3.9	0.1	0	0	0	90.0

## 4. 操業面数

(面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	13	32	36	31	34	24	24	13	1	0	0	0	208
平均	0.7	1.7	1.9	1.6	1.8	1.3	1.3	0.7	0.1	0	0	0	10.9

## 5. 魚種別漁獲数量

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマス	0.36	4.38	5.21	4.55	5.48	3.74	2.81	1.15	0.10	0	0	0	27.78
その他 (コイ、ダントウボウ 等)	0.68	1.70	1.93	1.52	1.80	1.24	1.10	0.46	0	0	0	0	10.43

(データ：霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書)

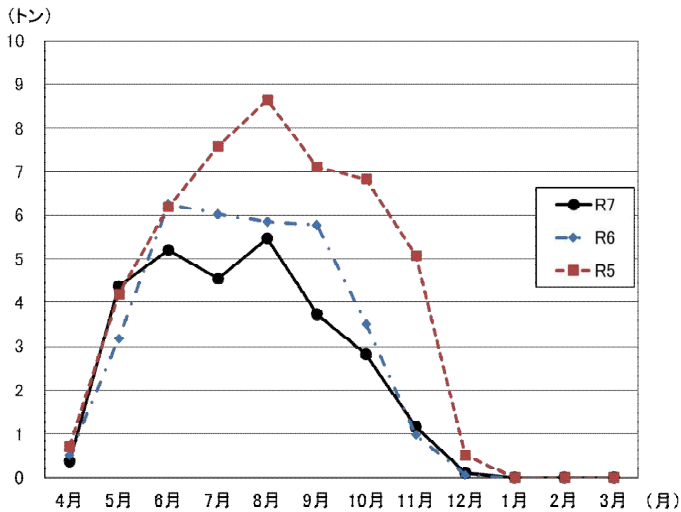


図1 アメリカナマス漁獲数量

# 年度別 落とし網漁業実績

## 1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
承認者数 (人)	25	25	25	25	25	21	21	21	21	21	19	19
承認面数 (面)	159	159	159	159	159	120	120	120	120	120	94	94

## 2. 年度別漁獲数量

単位：トン

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
アメリカナマズ	100.1	88.1	83.8	77.7	75.2	53.0	34.4	36.6	44.9	46.9	32.1	27.8
その他	33.6	29.3	31.9	28.6	27.8	27.3	22.6	22.8	35.9	32.2	11.5	10.4
合計	133.7	117.4	115.7	106.3	103.0	80.3	57.0	59.5	80.8	79.0	43.7	38.2

## 3. 年度別操業実績者数

単位：人

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
操業実績者	25	25	25	25	24	20	20	19	16	15	16	15

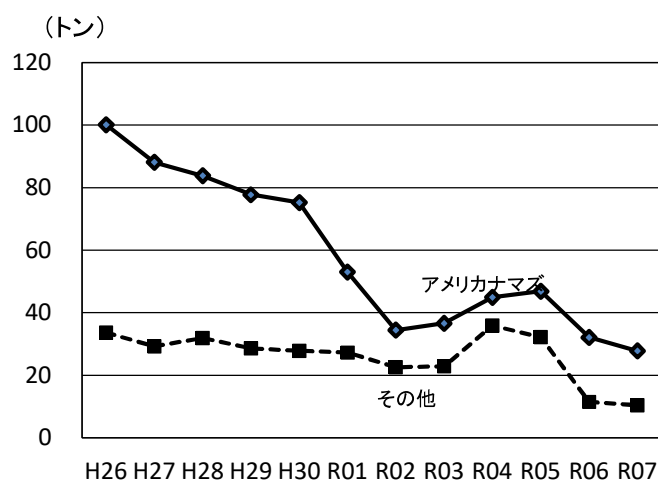


図2 アメリカナマズ等の漁獲数量の推移

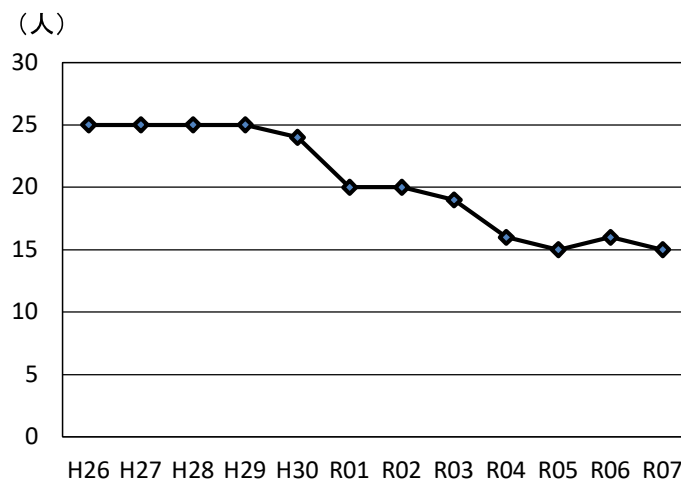


図3 操業実績者数の推移

霞ヶ浦北浦水産事務所  
水産試験場内水面支場

## 令和 8 年度 トロール漁期前調査計画書

### 1 目的

霞ヶ浦北浦におけるトロール漁の解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供し、その安全性を確認する。

### 2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

### 3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ及びシラウオ等水産動物を採捕する。

### 4 調査実施時期

- (1) 北 浦 6月最終週（6月22日の週）のうち1日
- (2) 霞ヶ浦 7月第一週（6月29日の週）のうち1日

※調査時期、調査回数については、状況により変更する場合があります。

### 5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域（右図）
  - ア 霞ヶ浦 4水域  
（沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入）
  - イ 北 浦 4水域  
（水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖）
- (2) 曳網時間  
1水域につき各20分間曳網する。  
（馬渡沖のみ10分間）

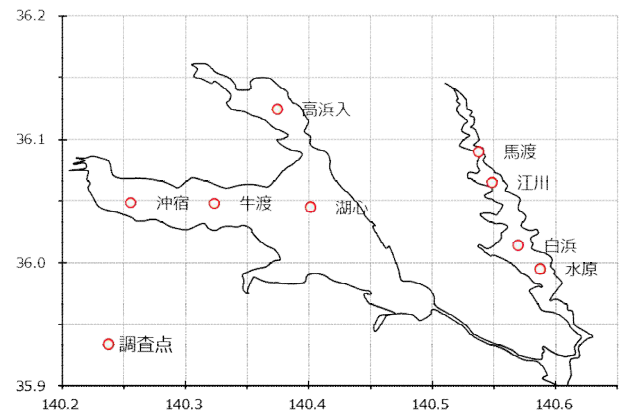


図 調査水域概要

- (3) 曳網層  
霞ヶ浦は表層、中・底層の2層、  
北浦は表層を各1回曳網する。 ※曳網層は天候等を踏まえ決定する。
- (4) 投網時刻 事前打ち合わせにより決定

### 6 使用船舶

霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

### 7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。
- (3) 事前に各漁協と打ち合わせを行い、具体的な日程等を決定する。

# 水産試験場で行っているワカサギ・シラウオの調査

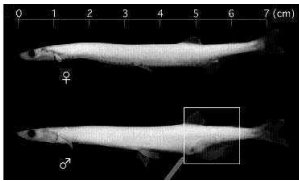
両種とも春に生まれて  
1年で一生を終える魚です



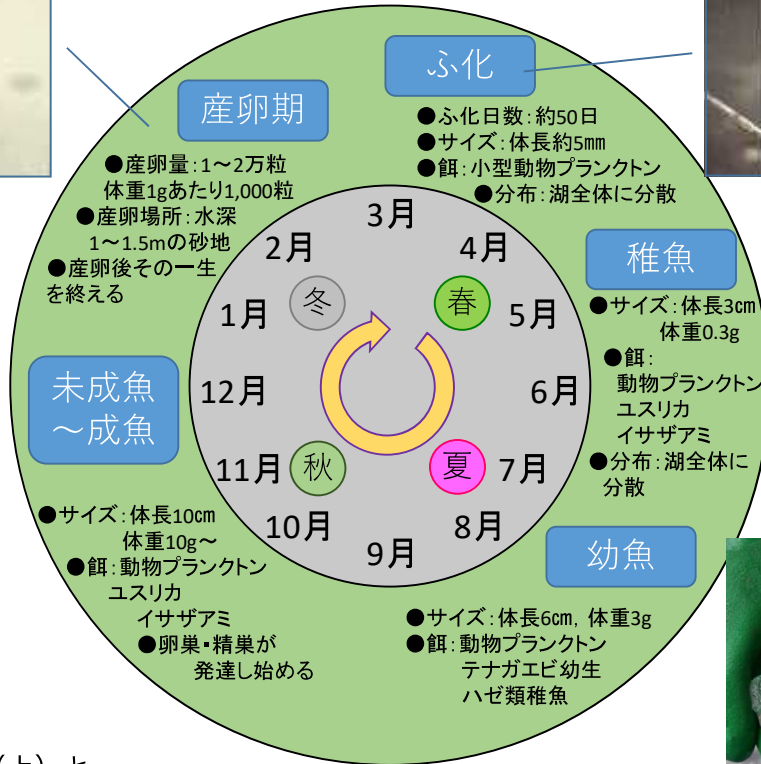
▲ ワカサギ卵



▲ ワカサギ仔魚



▲ 産卵期のシラウオ（上）と  
ワカサギ（下）



ワカサギの生活史  
(シラウオもほぼ同じ)



▲ シラウオ



▲ ワカサギ 1

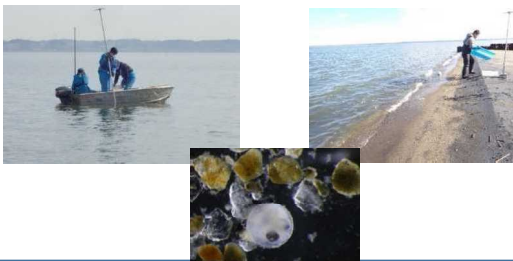
## 現時点でわかっている情報

### ①親の量

前年12月時のトロール漁業のCPUEで残っている親の量がどのくらいいるかを評価します。

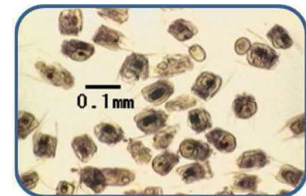
### ②産卵の状況 (1~5月)

卵がいつ・どこで・どのくらい生まれているかを調べます。



### ③ふ化する時期の餌の量 (3~4月)

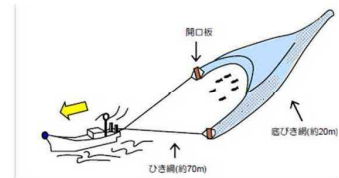
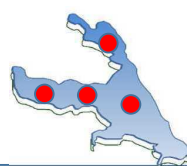
ふ化時期の餌となる動物プランクトンが多いと仔魚の生き残りがよくなります。



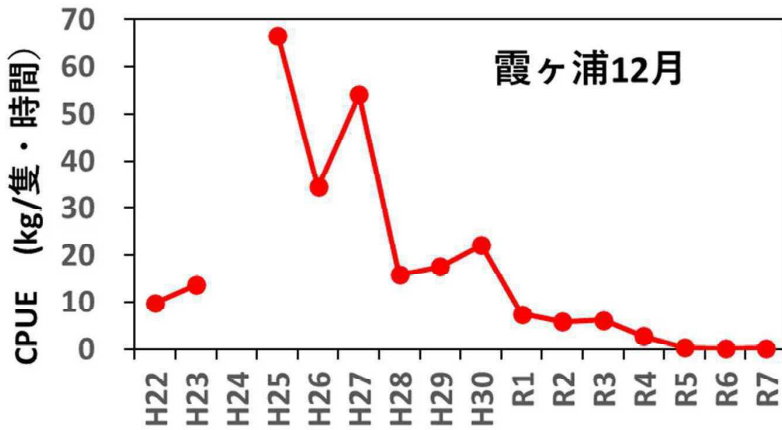
### 漁期前調査で最終確認

### 初期資源の量 (漁期前調査) (7月上旬)

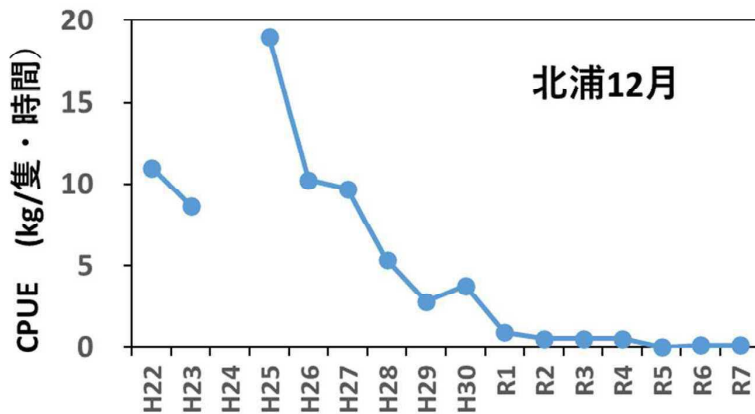
漁業でとられる前の幼魚の量、大きさを調べます。



# 1 親の量 ①ワカサギ

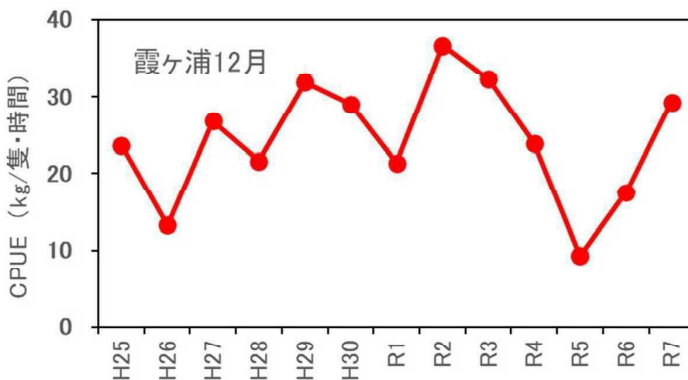


霞ヶ浦、北浦  
ともに低い水準  
が続く

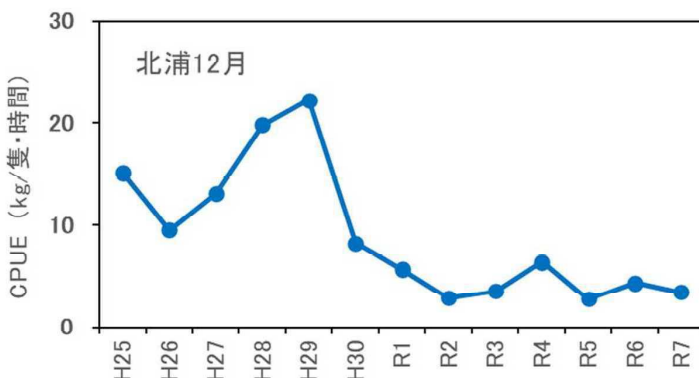


3

# 1 親の量 ②シラウオ



霞ヶ浦  
R3年と同じくら  
いの水準に上昇



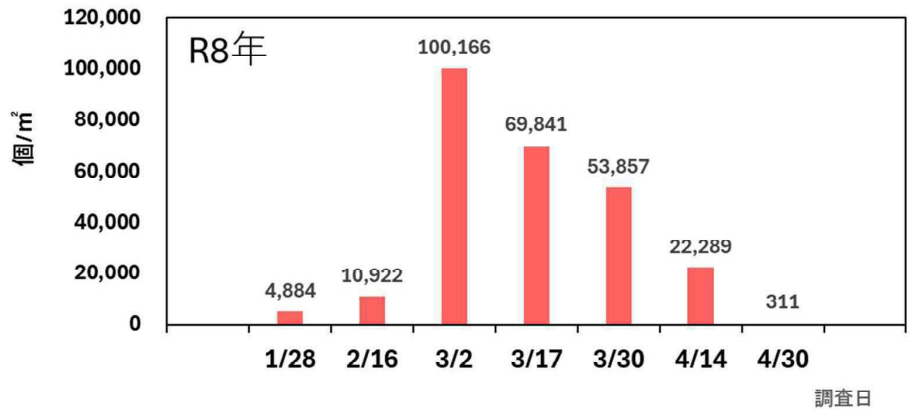
北浦  
R2年から低位で  
横ばい傾向

4

## 2 産卵の状況 (1~4月) ①シラウオ 霞ヶ浦



R8年1月末~4月  
胴長で入れる水深1mで実施



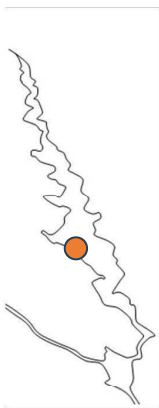
R6、7年産卵期の同水域での結果  
最も多かった時期で  
21000~24000個/m<sup>2</sup>

**R8年は過去2年の約5倍の  
分布密度**



5

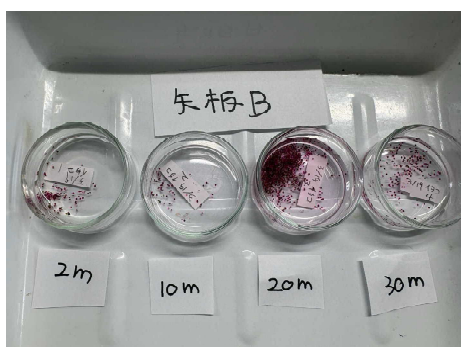
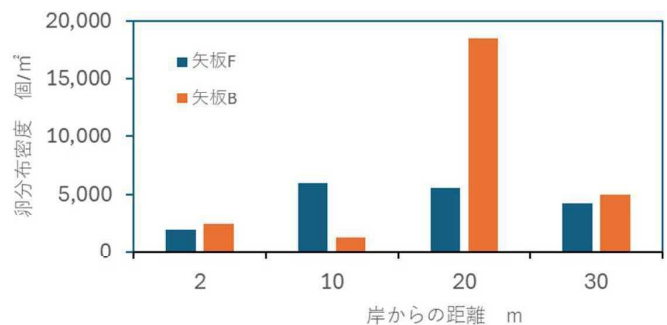
## 2 産卵の状況 ①シラウオ 北浦



R8年3月19日 潮来地先  
ボートにより調査



北浦潮来地先のシラウオ卵分布状況



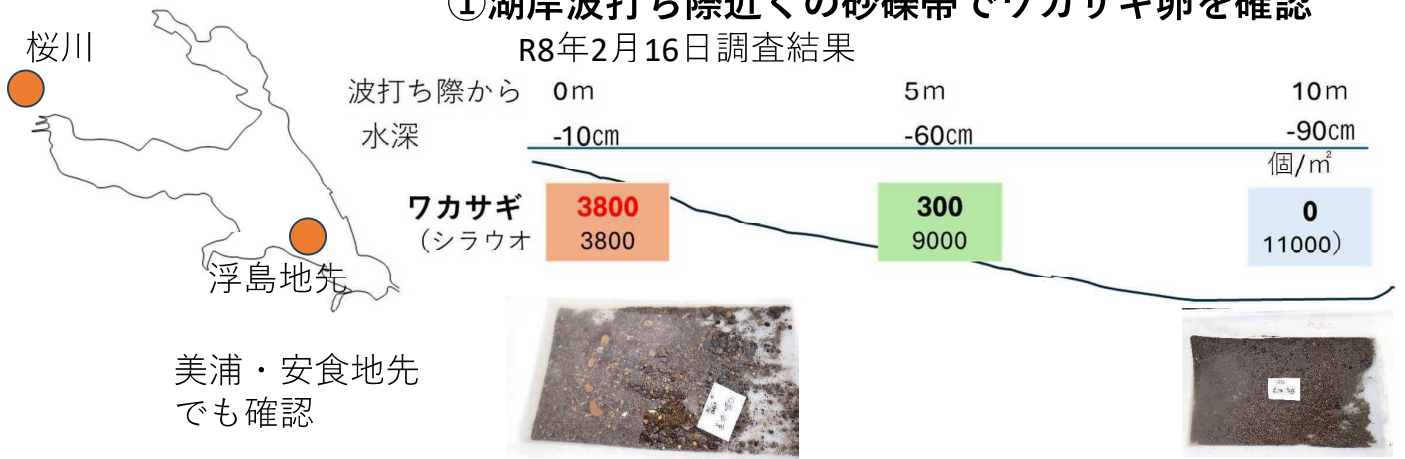
R4年産卵期の近接での調査結果  
1000~4300個/m<sup>2</sup>

**R8年の結果はR4年の結果  
を上回る**

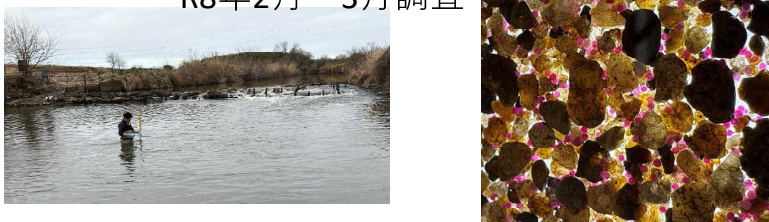
6

## 2 産卵の状況 ②ワカサギ 霞ヶ浦

### ①湖岸波打ち際近くの砂礫帯でワカサギ卵を確認 R8年2月16日調査結果



### ②流入河川桜川河口から10km上流の松塚堰の下流で卵確認 R8年2月～3月調査



シラウオ卵の分布域よりも少し粗い砂礫帯で産卵  
生まれた稚魚が霞ヶ浦にどのくらい下っているかは今後の検討課題

## 3 ふ化する時期の餌の量 (3～4月上旬)

